

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

法人が創業者の法事費用を支出した場合の取扱い

《内容》

クライアントのA社は食料品小売業を営む同族会社で、今期に先代会長であった故甲氏の七回忌に当たって、遺族であるA社の現代表取締役乙氏とA社との合同で甲氏の七回忌法要を営むことになりました。

菩提寺に対する読経料等のお布施のほか、社員や取引先を含めた参列者に係るお斎やお土産の費用を含めた合計額約150万円の全額をA社が負担しました。

7年前の甲氏の逝去に際しては、社葬として必要な費用はA社が負担し、損金の額に算入しましたが、今回の法事費用についてもA社の損金の額に算入して差し支えないでしょうか。

『答』

甲氏の七回忌法要に係る費用としてA社が負担した金額のうち、お布施並びに親族や知人等に係るお斎やお土産等に係る費用で、本来遺族が負担すべき金額については、A社から遺族に対する贈与として取り扱うのが相当と考えられますので、乙氏に対する役員給与として取り扱われるものと考えられます。なお、参列した取引先や社員に係るお斎やお土産の費用については、A社の業務関連者に係る接待費と認められますから、基本的には交際費等に該当するものと考えられます。

(解説)

- 1 ご質問において7年前の甲氏の逝去に際して執り行われた社葬は、法人税基本通達9-7-19の取扱いにおいて、「法人が、その役員等の死亡について社葬を行い、その費用を負担した場合において、その社葬を行うことが社会通念上相当と認められるときは、その負担した金額のうち社葬のために通常要すると認められる部分の金額は、その支出をした日の属する事業年度の損金の額に算入することができる」ものとされています。

これは、人の死亡に伴う葬儀は、本来は個人の行事であると考えられ、葬儀費用も遺族が負担すべきところと考えられますが、死亡した役員等がその法人の功労者等である場合にあっては、その法人の負担において社葬を行うことは、一般社会において慣例化しているものから認められたものと考えられます。

2 しかし、葬儀以外の法要については、社会通念上、法人において行うという慣例はないものと認められますし、その法要に係る費用は、本来は遺族が負担すべきところと考えられます。

したがって、

① 甲氏の七回忌法要に係る費用としてA社が負担した金額のうち、お布施並びに親族や知人等に係るお斎やお土産等に係る費用で、本来遺族が負担すべき金額については、A社から遺族に対する贈与として取り扱われ、その遺族の筆頭者である乙氏はA社の代表取締役であることから、役員等のためにした個人的費用の負担（法基通9-2-9（10））として、乙氏に対する役員給与としてなると思います。

その場合の役員給与は、定期同額給与や事前確定届出給与に該当しないことから、損金不算入となります。

② 次に、参列した取引先や社員に係るお斎やお土産の費用については、A社の業務関連者に係る接待費と捉えられ、基本的には交際費等に該当するものと考えられます。

ただし、そのうちお斎に係る飲食費については、その費用の額が一人当たり5,000円以下の場合は、交際費等には含まれないものとして取り扱われる（措法61の4④二、措令37の5①）ことになり、一方、一人当たり5,000円を超える場合は、交際費等に該当するものとして取り扱われますが、その費用の額の50%相当額は損金の額に算入されることとなります（措法61の4①④）。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。